

建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準

令和元年5月1日制定

浜松市建築行政課

1 趣旨

次の基準に適合するものは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定に基づき、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

2 基準

建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第1項各号のいずれかに該当し、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計。）が200㎡以内の一戸建ての住宅（以下「住宅」という。）で、その敷地がそれぞれ次に掲げる基準に適合すること。

（1）省令第10条の3第1項第1号に該当するもの（公共の用に供する道）

次の各号の一に該当する公共の用に供する道に2m以上接する敷地に建築する住宅

ア 次の 又は に該当する幅員4m以上の公共の用に供する道（以下「公有地等」という。）

ただし、当該公有地等を法上の道路とみなしたときに、法第52条第2項及び法第56条各項の規定に適合すること

港湾法第2条第5項第四号に規定する臨港交通施設である道路（以下「臨港道路」という。）で、当該臨港道路の管理者の承諾を得たもの

地方公共団体が所有及び管理する農道等の道で、管理者の承諾を得たもの

イ 敷地と道路との間に河川、水路、国又は地方公共団体が管理する公有地（以下「水路等」という。）がある場合で、次の から の全てに該当する通路

水路等に幅2m以上の橋や蓋等が設けられている部分（以下「占用部分」という。）で、当該占用部分が一般通行の用に供されていること（水路等の管理者の承諾又は占用許可を受けており、通行に支障となる構造物がない場合に限る。）

占用部分が接する道路を前面道路として、法第52条第2項の規定に適合するもの

水路等の部分を前面道路の幅員に加算して、法第56条各項の規定に適合するもの

道路は法第42条第1項各号に該当する道路であること

（2）省令第10条の3第1項第2号に該当するもの（道に関する基準に適合する道）

次の各号のいずれにも該当する道に2m以上接する敷地に建築する住宅

ア 省令第10条の3第1項の施行日（平成30年9月25日）以前から存在する、浜松市建築基準法施行細則（平成6年浜松市規則第16号）第14条及び浜松市道路の位置の指定基準（昭和49年1月1日施行）に適合する道であること

イ 省令第10条の4の2第2項に掲げる承諾書が申請書に添付されていること（道の敷地となる土地の所有者及び権利を有する者並びに道を管理する者の承諾書）

ウ 当該道を前面道路とみなして、法第52条第2項及び法第56条各項の規定に適合すること

3 その他

本認定基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は制定の日から施行する。